

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

J R秋田駅は、秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線が乗り入れる結節駅であり、マイカーの普及に伴って乗車人員は減少傾向にあるが、平成27年度の1日平均乗車人員は県内第1位の10,933人である。

路線バスはJ R秋田駅を中心にネットワークを形成しており、乗合バス全体の輸送人員は平成19年度以前は減少傾向にあったが、平成23年度から実施している高齢者コインバス事業^{*1}の効果により、一旦は上昇に転じ、平成25年度^{*2}の年間市内輸送人員は7,997千人となった。しかし、近年また減少傾向が見られ、平成28年度^{*2}では7,437千人となっている。

また、中心市街地の回遊性の向上に向けて平成24年7月から運行している中心市街地循環バスは、利用者数が年々増加しており、平成27年度の年間利用者数は56,460人となっている。しかし、市民アンケート調査（平成28年1月）によると、循環バスを「利用した」人は8%と低い割合にとどまっている。

※1 高齢者コインバス事業：68歳以上の高齢者を対象として、1区間100円で乗車できる制度。路線バスでもマイタウン・バスでも利用可能

※2 バス会計年度（各年10月1日～9月30日）

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

4から7までに掲げる事業等による活性化効果を高めるためには、公共交通の利便性の増進を図る以下の事業等を実施し、中心市街地への市民の来街頻度を高めるとともに、中心市街地の回遊性を高める必要がある。

また、公共交通については、「第2次秋田市公共交通政策ビジョン（秋田市地域公共交通網形成計画）」の基本的な方針である「まちづくりと一体となった、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現」を目指すため、全市的に「バス路線の再編」や「バス利用環境の改善」について検討を進める必要があり、その中で中心市街地における公共交通の利便性の向上についても検討していくものとする。

- 中心市街地の回遊性の向上
 - ・ 中心市街地循環バス運行事業
- 高齢者の外出、来街の促進
 - ・ 高齢者コインバス事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度（令和3年度）に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 中心市街地循環バス運行事業</p> <p>[内容] 中心市街地の文化・観光施設などの主要スポットを循環するバスを運行する。</p> <p>[実施時期] H25～ 通年</p>	市	<p>中心市街地の回遊性の向上により、秋田駅周辺と中通一丁目地区で創出されたにぎわいを中心市街地全体に波及させるもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] R2.4～R4.3</p>	区域内外

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 高齢者コインバス事業</p> <p>[内容] 満65歳以上の高齢者が、市内の路線バスを利用する際、市が交付する資格証明書を携帯している者に対し、1乗車100円で乗車できるよう助成する。</p> <p>[実施時期] H23～</p>	市	<p>高齢者の外出を促進し、社会参加や生きがいづくりを支援することで、中心市街地への外出機会を増やし、来街者の増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>		

事業箇所図

